

証券コード 6407
平成28年6月2日

株 主 各 位

愛知県小牧市応時二丁目250番地

CKD株式会社

代表取締役社長 梶本 一典

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成28年6月22日（水曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
7階 ザ・グランコートⅢ
（総会会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご来場ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第96期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）更新の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送（書面）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までにご行使ください。
- (3) 議決権電子行使プラットフォームについて
機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時間は、午前9時を予定しております。
 - ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記事項、計算書類の個別注記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ckd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、連結計算書類の連結注記事項及び計算書類の個別注記事項となります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ckd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】

ウェブ行使
<http://www.web54.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月22日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

1. パソコン用サイトによる場合

(1) 画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft®Internet Explorer

② PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe®Acrobat®Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe®Reader®

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe®Acrobat®Reader®及びAdobe®Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2. 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について】

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

(2) 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120-782-031

(受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

(提供書面)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の状況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

全般的概況

当期におけるわが国経済は、雇用の改善や物価上昇率の低下により、実質所得は押し上げられましたが、名目賃金の伸びや消費マインドに回復が見られず個人消費は底を這う状態となりました。また、新興国経済の減速から鉱工業生産も減産になるなど、国内経済は足踏みとなりました。

海外経済は、米国と欧州では、年初から景気の拡大に向かいましたが、年後半には新興国経済減速の影響を受けたため、成長は鈍化したしました。一方、新興国経済は、中国の成長率低下が続くなど、一段と低迷しました。

このような状況のもとで、当社グループの当期における連結業績は、売上高88,117百万円(前期比5.7%増)、損益面では営業利益8,107百万円(前期比3.1%減)、経常利益8,094百万円(前期比7.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益5,459百万円(前期比9.2%減)と、増収減益となりました。

部門別概況

自動機械部門につきましては、薬品自動包装システムは、国内のジェネリック医薬品普及促進目標の引き上げによる設備投資により売上が増加いたしました。食品包装機も新型機を発売した効果から、国内外で売上が増加いたしました。産業機械では、三次元はんだ印刷検査機は、電子化が進む車載用基板や情報通信機器向けの売上が増加いたしました。リチウムイオン電池製造システムは環境対応車向けの売上が減少いたしました。

その結果、売上高は16,954百万円(前期比6.5%増)、営業利益は2,364百万円(前期比8.3%増)となりました。

機器部門につきましては、国内市場では、海外半導体デバイスメーカーの新工場建設により、半導体製造装置への売上が増加いたしました。また、環境対応や安全機能が進化している自動車向け、中国で新工場建設が続くフラットパネルディスプレイ製造装置向け売上也増加いたしました。

海外市場では、半導体と自動車業界向けが好調だった米国の売上が増加いたしました。

その結果、売上高は71,163百万円（前期比5.5%増）、営業利益は8,663百万円（前期比2.0%減）となりました。

部門別売上高

部 門	金 額	前 期 比	構 成 比
	百万円	%	%
自 動 機 械 部 門	16,954	106.5	19.2
機 器 部 門	71,163	105.5	80.8
合 計	88,117	105.7	100.0

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、本社工場新棟の建設、加工機、旋盤、マシニングセンターの更新等の結果、自動機械部門で3,070百万円、機器部門で4,445百万円、総額は7,801百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期の設備資金及び運転資金は、自己資金及び借入金で賄っており、増資及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成29年3月期よりスタートとした新中期経営計画『Challenge CKD 2018』による中長期的な経営戦略の下で、次のとおり対処すべき課題に取り組んでまいります。

世の中の変化を新たなビジネスチャンスととらえて、新事業への取組みと新市場に向けた商品開発に挑戦いたします。世界中で普及が進むIoT化には、通信機能やセンサー類の強化をするとともに予防保全用商品を開発するなど、商品の高度化にて対応してまいります。

当社が培った国内TOPクラスの商品を、積極的に海外のお客様に紹介し、グローバルに事業を拡大いたします。自動機械は、医薬品や食品の自動包装システムをグローバルに展開できるよう、商品の対応と販売及びサービス体制を強化いたします。機器は、特定用途向け商品や業界ニーズ対応商品を、米国や欧州の先端産業に展開できるよう、販売と技術のサポート体制を強化いたします。

今まで築いてきたアジア地域の事業基盤に加え、中南米やインドなどの新興国にも新たな基盤を構築いたします。また、米国と欧州ではお客様によりご満足いただけるよう基盤の強化に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 第 93 期	平成25年度 第 94 期	平成26年度 第 95 期	平成27年度 第 96 期
売上高 (百万円)	65,031	75,491	83,379	88,117
経常利益 (百万円)	3,517	8,136	8,735	8,094
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,452	5,456	6,010	5,459
1株当たり当期純利益 (円)	38.99	87.36	96.25	87.99
総資産 (百万円)	71,742	86,711	96,018	96,412
純資産 (百万円)	50,852	57,712	65,555	66,419
1株当たり純資産 (円)	814.25	924.09	1,049.70	1,072.72

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
3. 第95期以前の1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が保有する当社株式の数を含めて算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 第 93 期	平成25年度 第 94 期	平成26年度 第 95 期	平成27年度 第 96 期
売上高 (百万円)	59,909	68,367	72,148	74,422
経常利益 (百万円)	2,816	6,612	6,857	6,930
当期純利益 (百万円)	1,836	4,412	4,520	4,722
1株当たり当期純利益 (円)	29.21	70.66	72.39	76.11
総資産 (百万円)	68,664	79,237	85,985	89,751
純資産 (百万円)	50,341	54,790	59,258	62,303
1株当たり純資産 (円)	806.06	877.31	948.86	1,006.24

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第95期以前の1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が保有する当社株式の数を含めて算定しております。

(6) 主要な事業内容

部 門	機 種	主 要 製 品
自動機械部門	自動機械装置	自動包装（薬品・食品・医療器具）システム、 画像処理検査システム、 リチウムイオン電池製造システム、 三次元はんだ印刷検査機、照明製造システム
機 器 部 門	省 力 機 器	インデックスユニット、 ダイレクトドライブモータ、 ピックアッププレースユニット
	空気圧制御機器	空気圧方向制御弁、手動切換弁
	駆 動 機 器	空気圧シリンダ、バルブ付シリンダ、 特殊シリンダ、電動アクチュエータ、 複合機能付シリンダ、揺動回転駆動機器
	空気圧関連機器	F.R.Lユニット、フィルタ、レギュレータ、 ルブリケータ、継手、スピードコントローラ、 冷凍式ドライヤ、乾燥式ドライヤ、 膜式ドライヤ、メインラインフィルタ、 流量センサ、圧力センサ
	流体制御機器	水・空気・蒸気用バルブ、 半導体製造プロセスガス用バルブ、 薬液用バルブ、真空用バルブ、 ガス燃焼システム機器、防爆バルブ

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本社・工場	愛知県小牧市
	支 店	東京支店 : 東京都港区 名古屋支店 : 愛知県小牧市 大阪支店 : 大阪市西区
	工 場	春日井工場 : 愛知県春日井市 犬山工場 : 愛知県丹羽郡扶桑町 四日市工場 : 三重県四日市市
喜開理（中国）有限公司	生産・販売拠点	中国無錫市
喜開理（上海）機器有限公司	販売拠点	中国上海市
CKD THAI CORPORATION LTD.	生産・販売拠点	タイ国チョンブリ県

(8) 使用人の状況

① 当社グループの使用人の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
自動機械部門	508名	1名減
機器部門	2,935名	274名増
全社（共通）	151名	27名増
合計	3,594名	300名増

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,039名	27名増	42.1歳	18.4年

(注) 従業員数には嘱託、パートタイマーの計255名は含まれておりません。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
喜開理（中国）有限公司	百万円 5,346	% 100.0	自動機械製造・販売、機器製造

(10) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	百万円 2,473
三井住友信託銀行株式会社	1,120

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 233,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 61,917,134株 (自己株式6,992,315株を除く) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 7,848名 |

(2) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
C K D 持株会	3,117	5.03
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	2,901	4.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,167	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,112	3.41
住友生命保険相互会社	1,914	3.09
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	1,845	2.98
三井住友海上火災保険株式会社	1,610	2.60
株式会社三井住友銀行	1,581	2.55
C K D 協力企業投資会	1,536	2.48
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,441	2.33

(注) 上記持株比率は自己株式を除いて計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	梶 本 一 典	
代 表 取 締 役	野 澤 好 令	専務執行役員 生産・環境・安全担当
取 締 役	徳 田 重 友	執行役員 管理担当 兼海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長
取 締 役	西 尾 竜 也	執行役員 自動機械事業本部長
取 締 役	加 川 純 一	日本特殊陶業株式会社 嘱託
取 締 役	浅 井 紀 子	中京大学経営学部教授
常 勤 監 査 役	坪 井 和 巳	
監 査 役	林 公 一	公認会計士 株式会社アタックス 代表取締役 株式会社プラザクリエイト 社外監査役
監 査 役	南 谷 直 毅	弁護士 ユニーグループ・ホールディングス株式会社 社外監査役
監 査 役	澤 泉 武	ラオックス株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役加川純一、浅井紀子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役加川純一、浅井紀子、社外監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 取締役浅井紀子氏は、平成27年6月23日開催の第95期定時株主総会において選任され就任しました。
5. 平成27年6月23日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、取締役内永恭一、高畑千秋の両氏は任期満了により退任しました。
6. 監査役林公一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役南谷直毅氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役澤泉武氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	支 払 総 額
取 締 役	8名	210百万円
監 査 役	4名	33百万円

- (注) 1. 上記支払額のうち、社外取締役3名及び社外監査役3名の報酬の総額は21百万円であります。
 2. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による取締役の報酬等の限度額は年額600百万円であります。
 3. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による監査役の報酬等の限度額は年額80百万円であります。
 4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役加川純一氏は、日本特殊陶業株式会社の嘱託を兼職しており、当社と同社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の0.1%未満であります。

取締役浅井紀子氏は、中京大学経営学部の教授を兼職しております。なお、当社と同校との間には特別な関係はありません。

監査役林公一氏は、株式会社アタックスの代表取締役及び株式会社プラザグリエイトの社外監査役を兼職しております。なお、当社と各社との間には特別な関係はありません。

監査役南谷直毅氏は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役澤泉武氏は、ラオックス株式会社の顧問を兼職しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	加川 純 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会にオブザーバーとして出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社外取締役	浅井 紀 子	社外取締役就任後開催の取締役会10回のうち10回に、また、監査役会にオブザーバーとして出席し、必要に応じ、主に大学の経営学部教授としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	林 公 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	南 谷 直 毅	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	澤 泉 武	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。

③ 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項及び第36条第2項並びに会社法第427条第1項の規定により、社外取締役加川純一、浅井紀子、社外監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額となります。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	30百万円
② 当社及び当社子会社等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）助言・指導業務契約」を締結し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人に再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

- ① **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (a) 企業の社会的責任を果たすため行動規準を定め、関係する法令等については規程を整備して、コンプライアンスを徹底します。
 - (b) 反社会的勢力とは一切関係をもたず、組織として毅然とした対応をします。
 - (c) 通報窓口を設置し、法令等の違反を防止・是正する体制を整備します。

- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

稟議決裁書類、各種会議体の議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の職務の執行が適正に行われるよう、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理します。

- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理については、全社員の法令順守の意識を高めるとともに、全社的なリスク管理を推進する本社のリスク管理部門（総務部、情報システム部、マネージメントシステム部、法務部）を中心として、各事業本部におけるリスク管理部門が連携してその徹底を図ります。

また、益々複雑化するリスクに対して的確かつ迅速に対応するため、リスクを社内横断的に管理する組織として取締役会の下に設置したリスク管理委員会が全社リスク管理の整備に関する事項について審議決定を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回以上開催し、また、役員を中心に構成する常務会を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図ります。

各事業本部の経営課題については、役員、部門長が出席する経営会議を開催し、事業環境の分析、業績計画の進捗状況の報告などを通じて情報を共有し、経営判断に反映させることとします。

また、執行役員制度の導入により、従来の取締役会が有していた経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役員数を削減することによって、的確かつ迅速な意思決定を行い、業務執行については執行役員への権限委譲と責任の明確化により機動的な業務執行を行います。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営上の重要事項等に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告が行われる体制を整備します。

(b) 行動規準、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。

(c) 子会社についても当社経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保します。また、国内、海外の子会社管理規程を定め、子会社経営の効率化を推進します。

(d) 当社グループ全体に適応する行動規準を定めるほか、子会社の実態を適切に把握し、必要な助言、指導を行い、コンプライアンスを徹底します。

⑥ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役の職務の補助をすべき専従の使用人を置くこととし、監査役の指示による調査の権限を認めます。その場合の人事は、取締役と監査役が事前に協議することとします。

⑦ **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

報告・情報提供としての主なものは次のとおりです。

- ・ 経営状況及び事業の遂行状況
- ・ 当社グループの内部統制システムの整備に関する部門の活動状況
- ・ 当社グループの子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

また、使用人が監査役への報告及び情報提供したことを理由として、その使用人に対して、不利な取扱いを行いません。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社グループの監査体制の実効性を高めるため、経営直轄の内部監査室を設置し、監査役、会計監査人及び内部監査室が情報交換を行う機会を確保します。また、監査役は、必要に応じて法律・会計等の外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① **コンプライアンス体制**

行動規準やコンプライアンスに関わる規程等を整備しており、当社及び子会社の社員に対し、その階層や地域に応じて必要なコンプライアンスに関する社内研修や法令情報の周知を行っております。また、社員の企業倫理意識及び企業価値の向上を促進させるための組織としてグッドバリュー推進委員会を設け活動を行っております。グッドバリュー推進委員会は、不祥事の未然防止と早期発見を図るために、違法行為通報規程に基づき通報窓口として通報の受領・調査・是正措置等を行っており、その活動内容は定期的に経営へ報告を行っております。

② リスク管理体制

リスク管理規程の定めに基づきリスク管理委員会を開催し、当社及び子会社に関わるリスクの把握と管理を行っております。また、その状況は、定期的に取り締役会及び役員を中心に構成する常務会に報告を行っております。

③ 取締役の職務執行

取締役会規程にて取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めており、本年度は社外取締役2名を含む取締役6名で構成される取締役会を12回開催し、随時課題の報告・検討や経営計画の策定等をいたしました。業務執行に係る重要案件は、取締役会への上程前に常務会や経営会議に付議して潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。

また、稟議決裁書類、取締役会の議事録等の取締役の職務に係る文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

④ グループ内部統制

子会社が事前に承認申請又は報告すべき事項を子会社管理規程に定めており、子会社の経営状況等は、毎月、当社の取締役会に報告を行っております。また、子会社の事業運営をサポートする窓口を明確にし、機能別に子会社の管理、指導、支援を行うことにより、子会社における業務の効率化に努めております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役監査の実効性が維持向上されるよう監査役会規程及び監査役監査基準を整備しており、本年度は社外監査役3名を含む監査役4名で構成される監査役会を12回開催いたしました。監査役は、代表取締役社長及び他の取締役や執行役員等と定期的な意見交換を行うとともに、重要な会議への出席に加えて、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を確認しております。また、監査を実施するに当たっては、会計監査人及び内部監査部門と緊密な連携を図って、実効性のある監査役監査に努めております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為（下記（3）において定義されます。）に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主価値を適切に判断することはできないものと考えております。

(2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品自動包装システムは国内で80%のシェアを占めており、リチウムイオン電池製造システムや電子基板の三次元はんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に応用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備を行うなど内部統制システムを充実させております。

平成25年4月には、「商品・販売・生産のGLOBAL化」を基本方針とした新中期経営計画『GLOBAL CKD 2015』（平成25年度～平成27年度）をスタートいたしました。急速に変化する市場環境の中で、成長市場と海外市場での売上を拡大することを狙い、新規事業の展開、新興国への販売網構築、海外工場の生産機能の強化など積極的な事業活動を展開することにより、企業価値の増大に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月21日開催の第93期定時株主総会の承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本方針」といいます。）を更新いたしました。

本方針の有効期限は、平成25年6月21日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、その概要は次のとおりであります。

（注）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

[本方針の概要]

I. 大規模買付ルールの内容

当社が設定した大規模買付ルールとは、大規模買付者が①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というものであります。

具体的な大規模買付ルールの内容は次のとおりであります。

(i) 情報の提供

① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただきます。

② 当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提出いただくべき当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

(a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

(b) 大規模買付行為の目的及び内容

(c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

(d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等 (以下「買付後経営方針等」といいます。)

- ③ 当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。
- ④ 大規模買付者には、当社が最初に本必要情報のリストを交付した日から起算して60日以内に本必要情報の提供を完了していただきます (以下「必要情報提供期間」といいます。)。なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますので、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものといいたします。

当社取締役会が追加的に本必要情報の提供を求めた場合に、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報がすべて揃わなくとも、本必要情報の提供が完了したと判断し、当社取締役会による評価・検討を開始することがあります。また、必要情報提供期間が満了した場合には、本必要情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は本必要情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを終了し、ただちに取締役会評価期間を開始するものといいたします。

- ⑤ 大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合 (大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明があり、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断する場合を含みます。) 又は必要情報提供期間が満了した場合は、速やかにその旨を開示いたします。

(ii) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後又は必要情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までには当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要とされる範囲内（但し、30日間を上限とします。）で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

Ⅱ. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、例外的に対抗措置を発動することがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、取締役会決議をもって決定することといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。当社取締役会は対抗措置の発動として株主への無償割当てにより新株予約権を発行するものといたします。

(4) 本方針の妥当性に関する取締役会の判断

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は上記(3)のとおり原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。従いまして、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付者から提供され当社取締役会により開示された本必要情報、当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為の提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになるため、当社取締役会は本方針が上記(1)の基本方針に沿うものであると考えております。

また、本方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の保護につながるものと考えております。従いまして、本方針は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行うにあたっての前提として、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであり、決して当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、経営基盤の充実と今後の事業拡大のための内部留保の充実を前提に、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この方針のもと、当期の配当につきましては、平成28年5月12日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり13円とし平成28年6月3日を支払開始日とさせていただきます。これにより、平成27年12月に実施いたしました中間配当金の1株当たり13円を合わせた当期の年間配当金は、前期に比べ2円増配の1株当たり26円となります。

また、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として投資していくこととしております。

~~~~~  
以上、事業報告に記載の金額については、1株当たり情報を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>58,969</b> | <b>流動負債</b>        | <b>23,652</b> |
| 現金及び預金          | 9,951         | 支払手形及び買掛金          | 11,873        |
| 受取手形及び売掛金       | 21,186        | 電子記録債務             | 920           |
| 電子記録債権          | 1,905         | 短期借入金              | 901           |
| 営業未収入金          | 1,150         | 1年内返済予定の長期借入金      | 770           |
| 有価証券            | 2,000         | リース債務              | 62            |
| 商品及び製品          | 4,673         | 未払費用               | 2,676         |
| 仕掛品             | 3,669         | 未払法人税等             | 1,463         |
| 原材料及び貯蔵品        | 12,178        | 賞与引当金              | 178           |
| 繰延税金資産          | 1,308         | 製品保証引当金            | 211           |
| その他             | 1,049         | 受注損失引当金            | 14            |
| 貸倒引当金           | △103          | その他                | 4,580         |
| <b>固定資産</b>     | <b>37,442</b> | <b>固定負債</b>        | <b>6,339</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>27,712</b> | 長期借入金              | 2,720         |
| 建物及び構築物         | 12,304        | リース債務              | 96            |
| 機械装置及び運搬具       | 8,888         | 繰延税金負債             | 1,805         |
| 工具、器具及び備品       | 1,243         | 環境対策引当金            | 76            |
| 土地              | 4,472         | 退職給付に係る負債          | 226           |
| リース資産           | 148           | 資産除去債務             | 147           |
| 建設仮勘定           | 655           | その他                | 1,267         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>755</b>    | <b>負債合計</b>        | <b>29,992</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,974</b>  | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| 投資有価証券          | 7,864         | <b>株主資本</b>        | <b>62,929</b> |
| 退職給付に係る資産       | 334           | 資本金                | 11,016        |
| 繰延税金資産          | 89            | 資本剰余金              | 12,372        |
| その他             | 716           | 利益剰余金              | 44,445        |
| 貸倒引当金           | △31           | 自己株式               | △4,905        |
| <b>資産合計</b>     | <b>96,412</b> | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>3,490</b>  |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 3,105         |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | 1,808         |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | △1,423        |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>66,419</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>96,412</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             |     | 金 額   |        |
|-----------------|-----|-------|--------|
| 売 上             | 原 高 |       | 88,117 |
| 販 上             | 価   |       | 61,382 |
| 費 及 び 一 般 管 理 費 | 利 益 |       | 26,734 |
| 営 業 外 取 扱 費     | 利 益 |       | 18,627 |
| 受 取 保 険 料       | 利 益 |       | 8,107  |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 39    |        |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 118   |        |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 61    |        |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 45    |        |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 181   | 446    |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 47    |        |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 139   |        |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 193   |        |
| 支 払 上 替 費       | 利 益 | 78    | 459    |
| 特 別 資 産 売 却 益   | 利 益 |       | 8,094  |
| 特 別 資 産 売 却 益   | 利 益 | 125   |        |
| 特 別 資 産 売 却 益   | 利 益 | 283   |        |
| 特 別 資 産 売 却 益   | 利 益 | 35    | 444    |
| 特 別 資 産 売 却 益   | 利 益 | 8     |        |
| 特 別 資 産 売 却 益   | 利 益 | 143   |        |
| 特 別 資 産 売 却 益   | 利 益 | 213   |        |
| 特 別 資 産 売 却 益   | 利 益 | 83    | 447    |
| 税金等調整前当期純利益     | 税 額 |       | 8,091  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 税 額 | 2,500 |        |
| 法人税、住民税及び事業税    | 税 額 | 131   | 2,631  |
| 当期純利益           |     |       | 5,459  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     |       | 5,459  |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|-------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 11,016  | 12,737 | 40,611 | △4,557  | 59,807 |
| 当 期 変 動 額               |         |        |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |        | △1,616 |         | △1,616 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |        | 5,459  |         | 5,459  |
| 自己株式の取得                 |         |        |        | △712    | △712   |
| 自己株式の消却                 |         | △364   |        | 364     | -      |
| 従業員奨励福利基金等              |         |        | △8     |         | △8     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |        |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | △364   | 3,834  | △347    | 3,121  |
| 当 期 末 残 高               | 11,016  | 12,372 | 44,445 | △4,905  | 62,929 |

  

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |              |               | 純資産合計  |
|-------------------------|-----------------------|----------|--------------|---------------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金          | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |        |
| 当 期 首 残 高               | 2,453                 | 3,371    | △77          | 5,747         | 65,555 |
| 当 期 変 動 額               |                       |          |              |               |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |          |              |               | △1,616 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                       |          |              |               | 5,459  |
| 自己株式の取得                 |                       |          |              |               | △712   |
| 自己株式の消却                 |                       |          |              |               | -      |
| 従業員奨励福利基金等              |                       |          |              |               | △8     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | 652                   | △1,563   | △1,345       | △2,257        | △2,257 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 652                   | △1,563   | △1,345       | △2,257        | 864    |
| 当 期 末 残 高               | 3,105                 | 1,808    | △1,423       | 3,490         | 66,419 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>47,324</b> | <b>流動負債</b>    | <b>21,503</b> |
| 現金及び預金          | 4,092         | 支払手形           | 696           |
| 受取手形            | 3,042         | 電子記録債権         | 911           |
| 電子記録債権          | 1,869         | 買掛金            | 4,425         |
| 売掛金             | 15,808        | 営業未払金          | 6,910         |
| 営業未収入金          | 1,150         | 短期借入金          | 563           |
| 有価証券            | 2,000         | 1年内返済予定の長期借入金  | 770           |
| 商品及び製品          | 3,166         | 未払金            | 1,855         |
| 仕掛品             | 3,497         | 未払費用           | 2,435         |
| 材料及び貯蔵品         | 10,688        | 未払法人税等         | 1,226         |
| 前払費用            | 273           | 未払法人税等         | 773           |
| 繰延税金資産          | 1,080         | 製品保証引当金        | 211           |
| その他             | 654           | 注損引当金          | 14            |
| <b>固定資産</b>     | <b>42,426</b> | <b>固定負債</b>    | <b>5,944</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>22,178</b> | 長期借入金          | 2,720         |
| 建物              | 8,698         | 繰延税金負債         | 1,958         |
| 構築物             | 418           | 環境対策引当金        | 75            |
| 機械及び装置          | 7,190         | その他            | 1,190         |
| 車両運搬具           | 8             | <b>負債合計</b>    | <b>27,447</b> |
| 工具、器具及び備品       | 852           | <b>(純資産の部)</b> |               |
| 土地              | 4,270         | <b>株主資本</b>    | <b>59,197</b> |
| リース資産           | 142           | 資本金            | 11,016        |
| 建設仮勘定           | 598           | 資本剰余金          | 12,372        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>625</b>    | 資本準備金          | 11,797        |
| ソフトウェア          | 511           | その他資本剰余金       | 575           |
| その他             | 113           | <b>利益剰余金</b>   | <b>40,713</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>19,623</b> | 利益準備金          | 1,286         |
| 投資有価証券          | 7,821         | その他利益剰余金       | 39,427        |
| 関係会社株式          | 2,967         | 別途積立金          | 32,300        |
| 関係会社出資金         | 5,929         | 繰越利益剰余金        | 7,127         |
| 前払年金費用          | 2,385         | <b>自己株式</b>    | <b>△4,905</b> |
| その他             | 544           | 評価・換算差額等       | 3,105         |
| 貸倒引当金           | △25           | その他有価証券評価差額金   | 3,105         |
| <b>資産合計</b>     | <b>89,751</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>62,303</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>89,751</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 74,422 |
| 売上原価         | 54,442 |
| 売上総利益        | 19,979 |
| 販売費及び一般管理費   | 13,336 |
| 営業利益         | 6,643  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 320    |
| その他          | 271    |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 30     |
| 売上引割         | 139    |
| その他          | 134    |
| 経常利益         | 6,930  |
| 特別利益         |        |
| 固定資産売却益      | 18     |
| 補助金収入        | 283    |
| その他          | 35     |
| 特別損失         |        |
| 固定資産売却損      | 4      |
| 固定資産除却損      | 131    |
| 固定資産圧縮損      | 213    |
| 環境対策費        | 82     |
| 税引前当期純利益     | 6,836  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,020  |
| 法人税等調整額      | 93     |
| 当期純利益        | 4,722  |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |             |           |                 |             |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-----------------|-------------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 |             | 利 益 剰 余 金 |                 |             |           | 自 株 己 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資 準 備 金   | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 | 別 途 積 立 金 |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 11,016  | 11,797    | 939             | 12,737      | 1,286     | 29,700          | 6,621       | 37,608    | △4,557  | 56,804      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                 |             |           |                 |             |           |         |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |                 |             |           |                 | △1,616      | △1,616    |         | △1,616      |
| 当期純利益                   |         |           |                 |             |           |                 | 4,722       | 4,722     |         | 4,722       |
| 別途積立金の積立                |         |           |                 |             |           | 2,600           | △2,600      | -         |         | -           |
| 自己株式の取得                 |         |           |                 |             |           |                 |             |           | △712    | △712        |
| 自己株式の消却                 |         |           | △364            | △364        |           |                 |             |           | 364     | -           |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |           |                 |             |           |                 |             |           |         |             |
| 当期変動額合計                 | -       | -         | △364            | △364        | -         | 2,600           | 505         | 3,105     | △347    | 2,393       |
| 当 期 末 残 高               | 11,016  | 11,797    | 575             | 12,372      | 1,286     | 32,300          | 7,127       | 40,713    | △4,905  | 59,197      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,453                   | 2,453               | 59,258    |
| 当 期 変 動 額               |                         |                     |           |
| 剰余金の配当                  |                         |                     | △1,616    |
| 当期純利益                   |                         |                     | 4,722     |
| 別途積立金の積立                |                         |                     | -         |
| 自己株式の取得                 |                         |                     | △712      |
| 自己株式の消却                 |                         |                     | -         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | 652                     | 652                 | 652       |
| 当期変動額合計                 | 652                     | 652                 | 3,045     |
| 当 期 末 残 高               | 3,105                   | 3,105               | 62,303    |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

CKD株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 一 利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CKD株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CKD株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

C K D株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、C K D株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及びマネジメントシステム部内部統制担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ⑤ また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

C K D 株式会社 監査役会

常勤監査役 坪 井 和 巳 ㊟

社外監査役 林 公 一 ㊟

社外監査役 南 谷 直 毅 ㊟

社外監査役 澤 泉 武 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                             | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | かじ もと かず のり<br>梶 本 一 典<br>(昭和31年11月22日生)     | 昭和55年4月 当社入社<br>平成16年6月 当社取締役執行役員 営業本部長<br>平成17年6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長<br>平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る                                                | 53,800株           |
| 2         | ※<br>つば い かず み<br>坪 井 和 巳<br>(昭和28年12月21日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成16年5月 当社総務部長 兼CKDグローバルサービス株式会社 代表取締役<br>平成20年6月 当社執行役員 総務部長 兼CKDグローバルサービス株式会社 代表取締役<br>平成22年6月 当社常勤監査役 現在に至る                 | 29,919株           |
| 3         | にし お たつ や<br>西 尾 竜 也<br>(昭和39年12月10日生)       | 昭和62年4月 当社入社<br>平成22年6月 当社執行役員 自動機械事業本部長<br>平成25年6月 当社取締役執行役員 自動機械事業本部長 現在に至る                                                                  | 16,183株           |
| 4         | ※<br>おく おか かつ ひと<br>奥 岡 克 仁<br>(昭和42年8月23日生) | 平成3年4月 当社入社<br>平成20年10月 当社生産本部小牧機器事業所 生産管理部長<br>平成21年5月 当社自動機械事業所 省力商品部長<br>平成26年6月 当社コンポーネント本部副本部長 兼統括管理部長<br>平成27年6月 当社執行役員 コンポーネント本部長 現在に至る | 6,406株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | か がわ じゅん いち<br>加 川 純 一<br>(昭和25年9月19日生) | 昭和52年4月 日本特殊陶業株式会社入社<br>平成12年2月 同社 自動車関連事業本部 技術開発本部 プラグ技術部長<br>平成15年6月 同社 取締役<br>平成19年6月 同社 常務取締役<br>平成21年6月 同社 専務取締役<br>平成23年6月 同社 顧問・技監<br>平成24年6月 当社取締役 現在に至る<br>平成25年7月 日本特殊陶業株式会社 顧問<br>平成26年7月 同社 嘱託 現在に至る | 1,000株     |
| 6     | あさ い のり こ<br>浅 井 紀 子<br>(昭和39年7月25日生)   | 平成9年4月 名古屋大学経済学部助手<br>平成11年3月 名古屋大学博士(経済学)取得<br>平成15年4月 中京大学経営学部助教授<br>平成19年4月 中京大学経営学部教授 現在に至る<br>平成27年6月 当社取締役 現在に至る                                                                                           | 0株         |

(注) 1. 取締役候補者の選任理由について

- (1) 梶本一典氏につきましては、同氏が有する営業部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 坪井和巳氏につきましては、同氏が有する管理部門及び監査業務での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 西尾竜也氏につきましては、同氏が有する自動機械部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 奥岡克仁氏につきましては、同氏が有する生産部門での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
- (5) 加川純一氏につきましては、同氏が有する技術開発部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (6) 浅井紀子氏につきましては、同氏が有する経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識と豊富な経験を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

2. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について
  - (1) 加川純一氏は、日本特殊陶業株式会社の嘱託であり、当社と同社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の0.1%未満であります。
  - (2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. ※印は新任取締役候補者であります。
4. 加川純一及び浅井紀子の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
    - ① 加川純一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
    - ② 浅井紀子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (2) 社外取締役との責任限定契約について  
 当社は、加川純一及び浅井紀子の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度とする旨の契約を締結しております。本議案において両氏の再選をご承認いただいた場合、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
6. 加川純一及び浅井紀子の両氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役坪井和巳氏は辞任し、南谷直毅氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>おおもり しげる<br>大森 繁<br>(昭和31年9月8日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成17年3月 当社営業本部 販売企画部長<br>平成24年4月 当社営業本部 名古屋支店長<br>平成26年4月 当社営業本部 大阪支店長 現在に至る | 12,887株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | <p>なん や なお たか<br/>南 谷 直 毅<br/>(昭和40年3月11日生)</p> | <p>平成5年4月 弁護士登録 現在に至る<br/>平成11年9月 南谷法律事務所開設<br/>平成18年6月 当社補欠監査役<br/>平成19年6月 株式会社中部新都市サービス 社外監査役 現在に至る<br/>平成23年5月 ユニー株式会社(現 ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 社外監査役 現在に至る<br/>平成24年6月 当社監査役 現在に至る<br/>平成25年5月 株式会社サークルKサンクス 監査役 現在に至る</p> | 0株         |

(注) 1. 監査役候補者の選任理由について

- (1) 大森繁氏につきましては、同氏が有する営業部門での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 南谷直毅氏につきましては、同氏が有する弁護士としての豊富な経験と専門的知見を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. ※印は新任監査役候補者であります。
  4. 南谷直毅氏は、社外監査役候補者であります。
  5. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
    - (1) 社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数  
南谷直毅氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
    - (2) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、南谷直毅氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度とする旨の契約を締結しております。本議案において同氏の再選をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。
  6. 南谷直毅氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、平成25年6月21日開催の第93期定時株主総会の承認に基づき、当社株式に関する「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現方針」といいます。）を更新しておりますが、現方針の有効期限は、本総会終結の時をもって満了となります。

現方針の有効期間満了に先立ち、当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現方針を一部変更（以下変更後の「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を「本方針」といいます。）のうえ3年間更新すること（以下「本更新」といいます。）を決議いたしました。

本方針の内容につきましては、現方針から主に次の事項について変更を行っておりますが、大幅な変更はありません。本更新は、本総会における株主の皆様のご承認をいただいたうえで行います。

#### <現方針からの主な変更事項>

① 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合を除き、対抗措置の発動の是非について、株主総会において株主の皆様の意思を確認することといたしました。

② 語句の修正、文言の整理等を行いました。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、本更新時に就任が予定される独立委員会委員の氏名及び略歴は別紙1のとおりです。

## 1. 提案の理由

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持し、向上させるためには、「流体制御と自動化の革新」といった企業理念に基づき、自動機械事業・機器事業との有機的なシナジーを発揮し、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資及び開発投資、顧客ニーズに対応した世界最高レベルの商品開発、環境にやさしい商品の提供及びグローバルなサービス体制の更なる充実に努める必要があると考えております。

したがって、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であります。これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主共同の利益を適切に判断することはできないものと考えております。

さらに、上記のような当社の経営の特質を考慮すると、外部者である大規模買付者から買付の提案を受けた際に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、両事業分野の有機的結合により実現され得るシナジーその他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと考えます。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものも少なくありません。

したがって、上記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を判断するためには十分な情報と時間が必要不可欠であることを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から事前に提供され、また、株主の皆様が当該大規模買付行為による影響を判断するために合理的に必要とされる時間が確保されるべきである、という結論に至りました。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、下記2. のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。大規模買付者に対しては大規模買付ルールの順守を求めることとし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

## (2) 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品自動包装システムは国内で80%のシェアを占めており、リチウムイオン電池製造システムや電子基板の三次元はんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に応用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備を行うなど内部統制システムを充実させております。

さらに、平成25年4月よりスタートいたしました中期経営計画「GLOBAL CKD 2015」（平成25年度～平成27年度）の下、基本方針「商品・販売・生産のGLOBAL化」に基づき企業価値向上への取組みを行ってまいりました。「商品のGLOBAL化」では、アジア新興国の要求に応じた適正品質商品の展開、ローコスト商品の拡大を加速させました。「販売のGLOBAL化」では、経済成長が期待されるベトナム、インドネシア、メキシコに現地法人を設立するなど海外展開を積極的に行い、平成24年度に比べ海外売上は1.5倍と大きく伸ばすことができました。さらに、「生産のGLOBAL化」では、平成25年に竣工した中国新工場をグローバル商品の戦略的な生産基地とし、平成27年にはインドネシアに5カ国目となる海外生産工場を稼働させ、現地の販売をサポートするサテライト工場といたしました。国内でも事業拡大と効率的生産を実現し市場競争力を上げることを目的として、薬品包装機組立用の新工場建設と四日市工場のマザー工場化を推進いたしました。一方、残された課題としては、需要が大きい米国や欧州の事業基盤の整備、新たな成長市場向けの商品開発などがあります。

以上の成果と課題を踏まえ、平成28年4月には、新中期経営計画「Challenge CKD 2018」（平成28年度～平成30年度）をスタートいたしました。「Challenge CKD 2018」は、変化を早くつかみ、素早く対応して、大きなビジネスチャンスにつなげていくために「1. 新しい事業と新しい市場に挑戦」「2. 国内No.1商品をグローバルNo.1商品に進化」「3. 事業基盤の拡大」を3つの基本方針として取組んでまいります。

以上のような取組みを通じて、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に向けて努力してまいります。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）が①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というものです。

具体的な大規模買付ルールの内容は次のとおりです。

注1：「特定株主グループ」とは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みません。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みません。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：「議決権割合」とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとし、）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(1) 情報の提供

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただきます。
- ② 当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提出いただくべき当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。
  - (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
  - (b) 大規模買付行為の目的及び内容

- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け  
(d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ③ 当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。
- ④ 大規模買付者には、当社が最初に本必要情報のリストを交付した日から起算して60日以内に本必要情報の提供を完了していただきます（以下「必要情報提供期間」といいます。）。なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますので、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。
- 当社取締役会が追加的に本必要情報の提供を求めた場合に、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報が全て揃わなくとも、本必要情報の提供が完了したと判断し、当社取締役会による評価・検討を開始することがあります。また、必要情報提供期間が満了した場合には、本必要情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は本必要情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを終了し、ただちに取締役会評価期間を開始するものとします。
- ⑤ 大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合（大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明があり、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断する場合を含みます。）又は必要情報提供期間が満了した場合は、速やかにその旨を開示します。

## (2) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後又は必要情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までには当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要とされる範囲内（但し、30日間を上限とします。）で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

## 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（注4）には、当社取締役会は、例外的に、対抗措置の発動を決議し、これについて株主総会に諮ることがあります。

なお、上記の例外的に発動される対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合、かつ対抗措置の発動が相当であると判断されるときに限って発動されるものであり、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合として下記に掲げるものに形式的に該当することのみを理由として対抗措置が発動されることはないものとします。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、取締役会の決議を行うことといたします。

さらに、当社取締役会が、対抗措置の発動を決議する場合は、必ず株主総会の承認を得ることをその条件とします。当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集します。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものいたします。

大規模買付者は、当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うか、株主総会において対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動すべきか否かに関する決議を行った場合又は株主総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかにその旨を開示します。

注4：「当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合」とは、具体的には、下記に掲げる場合を想定しています。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (iii) 大規模買付行為又は大規模買付提案により、当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーとの関係が損なわれ、それによって企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがある場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合
- 大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。当社取締役会は、対抗措置の発動として株主への無償割当てにより新株予約権を発行するものとし、その概要は別紙2に記載のとおりであります。

#### 4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者に対して本必要情報の追加提供を要求するか否か、必要情報提供期間を延長するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立してこれらを判断する組織として、独立委員会（その概要については別紙3をご参照ください。）を設置いたします。独立委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報の追加提供を要求するか否か、必要情報提供期間を延長するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。独立委員会は、当社の費用で、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報の追加提供を要求するか否か、必要情報提供期間を延長するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

上記3.において述べたとおり、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者並びにそれらの特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として講じる新株予約権の発行についての当社株主の皆様にかかわる手続きについては、次のとおりとなります。すなわち、新株予約権の行使により新株を取得していただく場合には所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害

を被る可能性があります。

#### 6. 大規模買付ルールの有効期間

本方針の有効期間は、本総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合又は株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本総会の決議の趣旨に反しない場合（本方針に関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本方針を修正する場合があります。

本方針が、更新、変更又は廃止された場合には、当該更新、変更又は廃止の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適当と認める事実について、情報開示を速やかに行います。

以 上

## 別紙1

### 独立委員会委員の氏名及び略歴

本方針が本総会において株主の皆様のご承認を得られた場合、以下の3名を独立委員会委員として選任することを予定しております。以下の3名が独立委員会委員として選任された場合、その任期は平成31年3月に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとなります。

#### ○ 加川 純一（かがわ じゅんいち）

<略歴>

昭和25年9月19日生

昭和52年4月 日本特殊陶業株式会社 入社

平成12年2月 同社 自動車関連事業本部 技術開発本部 プラグ技術部長

平成15年6月 同社 取締役

平成19年6月 同社 常務取締役

平成21年6月 同社 専務取締役

平成23年6月 同社 顧問・技監

平成24年6月 当社 社外取締役（現任）

平成25年7月 日本特殊陶業株式会社 顧問

平成26年7月 同社 嘱託（現任）

平成27年6月 当社 独立委員会委員（現任）

#### ○ 林 公一（はやし こういち）

<略歴>

昭和39年10月28日生

平成2年10月 KPMG New York事務所 入所

平成7年6月 KPMGコーポレートファイナンス株式会社 転籍

平成9年4月 公認会計士 登録（現任）

平成11年9月 株式会社アタックス 入社

平成18年3月 株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティング 代表取締役（現任）

平成20年3月 株式会社アタックス 代表取締役（現任）

平成20年4月 アタックス税理士法人 社員加入（現任）

平成20年4月 税理士 登録（現任）

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 平成22年 1 月 | 株式会社アタックス戦略会計社 取締役                  |
| 平成22年 1 月 | 株式会社アタックス・ヒューマン・コンサルティング 代表取締役 (現任) |
| 平成22年 6 月 | 当社 社外監査役 (現任)                       |
| 平成22年 6 月 | 当社 独立委員会委員 (現任)                     |
| 平成22年10月  | 日本カンタム・デザイン株式会社 社外監査役 (現任)          |
| 平成25年 3 月 | 株式会社ソリューションデザイン 社外取締役 (現任)          |
| 平成25年 6 月 | 株式会社プラザクリエイト 社外監査役 (現任)             |
| 平成27年 4 月 | 株式会社デイトナ・インターナショナル 社外監査役 (現任)       |
| 平成27年 7 月 | 株式会社シカゴピザ 社外監査役 (現任)                |

○ 南谷 直毅 (なんや なおたか)

<略歴>

昭和40年 3 月11日生

平成 5 年 4 月 弁護士 登録 (現任)

平成11年 9 月 南谷法律事務所 開設

平成18年 6 月 当社 補欠監査役

平成19年 6 月 株式会社中部新都市サービス 社外監査役 (現任)

平成19年 6 月 当社 独立委員会委員 (現任)

平成23年 5 月 ユニー株式会社 (現 ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 社外監査役 (現任)

平成24年 6 月 当社 社外監査役 (現任)

平成25年 5 月 株式会社サークルKサンクス 監査役 (現任)

当社は、上記の各独立委員会委員を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。各独立委員会委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 特定株主グループに属する者その他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取り扱いをすること、あるいは特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としない場合がある。なお、当社取締役会は、特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金を交付することはできないものとする。

以上

## 独立委員会の概要

### 1. 設置

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成

(1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 独立委員会委員の選定にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、又はこれらに準ずる者から選任するものとする。

### 3. 任期

独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

### 4. 役割

独立委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の各号の事項について勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行うものとする。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付者に対して本必要情報の追加提供を要求するか否か
- ② 必要情報提供期間を延長するか否か
- ③ 取締役会評価期間を延長するか否か
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か
- ⑤ 当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か
- ⑥ 対抗措置を発動すべきか否か
- ⑦ 本方針を修正すべきか否か
- ⑧ 前七号に準じる重要な事項
- ⑨ その他取締役会が独立委員会に諮問した事項

なお、独立委員会は、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めたり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができ、その費用は会社が負担するものとする。

## 5. 招集

独立委員会の各委員及び取締役会は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

## 6. 決議要件

独立委員会における決議は、委員の過半数をもって行う。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区金山町一丁目1番1号  
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階 ザ・グランコートⅢ  
電話 052-683-4111 (代)

総会会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご来場ください。

交通機関 JR・名鉄・地下鉄 金山総合駅南口から徒歩約1分  
お 願 い 当日、ホテル駐車場(有料)は混雑することが予想されますので、公共交通機関をご利用の上、会場までお越しいただきますようお願い申し上げます。

